

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は古くから本市はもとより上十三地域の経済活動の中心であり、昭和40年代には県下最長とされた全長1kmにもおよぶアーケードが整備され、複数の大型店が立地するなど大いに賑わってきた。

しかし、その後の社会状況の変化や自家用車の普及、それにともなう郊外や中心市街地周辺への大規模商業施設の出店などにより中心市街地の活力は急速に失われ、大型店の相次ぐ撤退などにより集客力の低下が続いてきている。

第1期基本計画では、複合型商業施設「Art Station TOWADA」や、空き店舗を改装した「街なか市場」、市民交流プラザ「トワーレ」のオープンなどに加えて、新たな魅力である現代アートも活用しながら様々な取組を実施した。

これにより、計画期間中においては中心市街地の歩行者・自転車通行量が増加傾向を示すなど、一定の効果は得られたものの、中心市街地や市全体の人口減少なども背景として長期的に見れば減少傾向を脱することができていない状況となっている。

空き地や空き店舗も増加傾向で、商店街地区の3割近くが空き地または空き店舗となっており、大型核店舗撤退後の跡地も大規模な空き地として残るなか、小売業の売場面積や年間販売額も減少傾向が続き、市全体に占めるシェアの下落にも歯止めがかかっていない。

平成26年度に実施した「十和田市中心市街地活性化に関する来街者アンケート調査」では、市内からの来街者で「買い物環境の利便性」に対する満足度が顕著に低くなっており、今後の中心市街地活性化の方向性として「元気なお店と買い物客で賑わう街」を望む意見が多く見られるなど、中心市街地の商業環境の強化が求められている。

また、本市の人口は平成12年（2010）をピークに減少傾向に転じており、中心市街地でも大幅な減少傾向を示すとともに、高齢化の顕著な進展が見られるなかで、市内各所や広域から公共交通でもアクセスしやすい中心市街地において、商業をはじめとする各種機能の充実を図っていくことは、全市的な観点から安心・快適に暮らし続ける地域づくりを考えていくうえでも極めて重要になる。

加えて、一大観光地である十和田湖・奥入瀬渓流や十和田市現代美術館の集客力を都市の活力に結びつけるためにも、中心市街地における集客力や魅力の向上を図っていくことが不可欠となっている。

(2) 経済活力の向上の必要性

こうした現状を踏まえ、空き地・空き店舗の解消による商業機能等の強化はもちろんのこと、各種イベントや情報発信、多様なサービスの提供、市民や観光客のニーズに対応した新たな施設・機能の導入などを推進していくことで、中心市街地の魅力の向上や集客力の強化などを推進し、経済活力の向上に取り組んでいく必要がある。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけられた事業については、毎年度、事業の進捗状況についての確認を行い、各事業主体とも十分に協議したうえで進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ることとする。

また、計画期間満了時点においても進捗状況を確認し、効果の検証等を実施する。

[2] 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 ■事業内容 大規模小売店舗立地法の手続きを実質的に適用除外 ■実施時期 平成23年度～	十和田市	大規模小売店舗立地法の手続きを実質的に適用除外とする第一種大規模小売店舗立地法特例区域を設定することで、商業施設が立地しやすい環境を整えるものである。 中心市街地における大規模小売店舗の迅速な出店が可能になることで、商業機能の集積が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） ■実施時期 平成 31～35 年度	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街活性化支援事業【再掲】 ■事業内容 イベントの開催及び情報発信 ■実施時期 平成 31～35 年度	十和田市商店街連合会 十和田商工会議所	中心市街地内の空き地や多目的スペース等を活用した、商店街活性化に資する各種イベントの実施、並びにホームページやSNSの活用、フリーペーパー・街歩きマップの作成などによる街なかの魅力の情報発信を支援するものである。 イベントの開催や情報発信を通じて来街者の増加や地域のコミュニティの活発化が図られることなどが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ■実施時期 平成 31～35 年度	
■事業名 アート住宅立地促進事業【再掲】 ■事業内容 デザイン性の高い戸建て住宅の設計コンペ ■実施時期 平成 31～33 年度	(株)まちづくり十和田 十和田商工会議所	現代アートを軸としたまちづくりに資する、デザイン性の高い戸建て住宅の立地促進に向けた設計コンペイベントを開催するものである。 世界的な建築家による近代建築作品との相乗効果により中心市街地の魅力向上が図られ、来街や回遊の促進につながるとともに、空き地等の利活用が進み、居住人口の増加などにも寄与することが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ■実施時期 平成 32～33 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街歩行空間改善事業【再掲】 ■事業内容 アーケードの撤去 ■実施時期 平成 31 ～ 33 年度	十和田市	沿道への高次・複合都市施設や、(仮称)地域交流センターの整備にあわせて、商店街のアーケードの一部を撤去するものである。 新規に整備される施設と商店街の一体性が確保されることで、魅力の向上が図られ、中心市街地への来街や回遊の促進が期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区）） ■実施時期 平成 32 ～ 33 年度	
■事業名 (仮称)地域交流センター整備事業【再掲】 ■事業内容 地域交流の拠点となる多用途施設の整備 ■実施時期 平成 29 ～ 32 年度	十和田市	旧みちのく銀行稲生町支店を活用し、十和田市現代美術館と連携した企画展の開催や、市民のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備するものである。 市民や十和田市現代美術館利用者の中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、居住の促進にもつながっていくことが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区）） ■実施時期 平成 31 ～ 32 年度	
■事業名 事業活用調査事業【再掲】 ■事業内容 社会資本整備総合交付金の中間・事後評価 ■実施時期 平成 33・35 年度	十和田市	計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（十和田市中心市街地地区）） ■実施時期 平成 33 ・ 35 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 商店街活力強化促進事業【再掲】 ■事業内容 商店街で提供するサービスの多様化 ■実施時期 平成 32 ～ 35 年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	商店街の活力・集客力の強化に向けて、御用聞き・宅配サービス等の導入を推進するものである。 市民の生活を支える機能強化が図られるとともに、中心市街地の商業活性化につながっていくことが期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成 32 年度	
■事業名 商店街マネジメント事業【再掲】 ■事業内容 空き地・空き店舗の活用促進 ■実施時期 平成35年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	商店街の空き地や空き店舗のマネジメントを行い、最寄品を取り扱う店舗の誘致や、アトリエ・シェアハウスなどとしての再整備を促進するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地の機能の多様化が図られるとともに、「現代アート」を中心としたまちづくりの活発化につながっていくことが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成 35 年度	
■事業名 街なかコミュニティ交流促進事業【再掲】 ■事業内容 地域コミュニティ施設の設置 ■実施時期 平成 33 ～ 35 年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	既存の店舗の一部を改修し、簡単な運動スペースや相談スペースなどのコミュニティ施設を設置するものである。 安心して暮らせる生活環境の形成に寄与するとともに、地域コミュニティの強化などが図られることが期待される。 これは、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成 33 年度	
■事業名 商店街自立促進調査分析事業 ■事業内容 各種取組の需要や採算性を確認するための調査・分析 ■実施時期 平成 31・34 年度	十和田市商店街連合会 十和田市中央商店街	商店街の自立を図るための各種取組を行うにあたり、需要や採算性を確認するために必要な調査・分析を実施するものである。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ■実施時期 平成 31 ・ 34 年度	

(4) 国の支援策がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 創業支援等 空き店舗等 活用事業 【再掲】 ■事業内容 空き店舗等 の利活用の 促進 ■実施時期 平成 27 ～ 35 年度	十和田市	空き店舗・空き事務所・空き住宅を活用して 事業（小売業・サービス業・コミュニティビジ ネスなど）を開始する場合に、改修等に係る 経費の一部を補助するものである。 空き地や空き店舗の有効活用や中心市街地 の機能の多様化が図られることが期待され る。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力 的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快 適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を 目標とする中心市街地の活性化に必要な事業 である。	■支援措置 なし	
■事業名 高次・複合都 市施設整備 事業【再掲】 ■事業内容 商業・医療・ 福祉・居住な どの複合的 な機能を有 する施設の 整備 ■実施時期 平成 31 ～ 33 年度	(株)大阪	交通拠点施設に隣接して、商業・医療・福祉・ 居住などの複合的な機能を有し、各種イベン トに活用可能な多目的スペースを備えた高 次・複合都市施設を整備するものである。 隣接する交通拠点施設とあわせて、中心市 街地の賑わいの“核”を形成し、中心市街地 の魅力の向上に寄与するとともに、周辺の居 住者はもちろんのこと、市民全体の生活を支 える様々なサービス提供が図られることが期 待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力 的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快 適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を 目標とする中心市街地の活性化に必要な事業 である。	■支援措置 なし	社会資本 整備総合 交付金(暮 らし・にぎ わい再生 事業)の活 用を予定 (平成 32～33 年度)